

平成25年度 第2回大和市環境審議会 議事録

- I. 開催日時 平成25年7月17日(水) 午後2時00分～午後3時50分
- II. 開催場所 大和市役所5階 第5会議室
- III. 出席状況 委員 11人
池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、大崎隆委員、小川典子委員、柏木明委員、佐藤正典委員、島田美保委員、関猛彦委員、内藤則義委員、長谷川雄一委員、細田徹委員
事務局(担当課含む):環境農政部長ほか8人
- IV. 公開・非公開の状況
公開 非公開 一部非公開

V. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 諮 問
- 4 議 題
・大和市都市公園条例の一部改正について(審議)
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

B. 審議内容など

「大和市都市公園条例の一部改正について」に係る諮問が審議会に対して行われた。その後、内容について審議を行い、「大筋については、適正である。」という方向性が確認された。

(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しく下さい。)

(1) 大和市都市公園条例の一部改正についての意見・質疑等

委員 市内の他の施設や他市と比較して利用料金を算出していると思うが、具体的な算出方法を説明していただきたい。

事務局 有料の公園施設をつくる場合の利用料金については、市内の施設はすべて「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の基準式に基づいており、考え方はその施設の維持管理費と利用率から割り返し1日・1時間・1サイト当たりの金額を算出している。また、算出された金額と他市の状況を比較して最終的に料金を決めている。

委員 テニスコートやバーベキュー広場の利用者数はどのように算出しているのか。

事務局 テニスコートは人工芝のコートで、夜間照明設備のある草柳庭球場5面を8面に換算して利用率を算出しており、バーベキュー広場は泉の森の利用率で換算している。

委員 テニスコートの照明利用料金は1時間400円だが、電気料金の値上げやメンテナンスを考えると適切な額なのか。

事務局 ゆとりの森のテニスコートと同じように人工芝のテニスコートである草柳庭球場の照明利用料金は1時間400円で運用しているので同額で設定している。

委員 草柳庭球場のテニスコート1面の利用料金は1時間400円だと思うが、ゆとりの森はなぜ1時間500円なのか。

事務局 ゆとりの森のテニスコートは、草柳庭球場の1時間400円を参考にしているが、草柳庭球場と比較すると、(公財)日本ソフトテニス連盟公認のコート規格で試合管理が行える四阿を設置し、観覧席も設けるなど草柳庭球場よりも高規格であるため、1時間500円とし料金に差を設けている。

委員 利用料金に差を設けることにより、市民からクレームがくることはないのか。

事務局 現在、市内にある草柳庭球場や大野原庭球場と比べるとテニスコートの大きさは同じだが、アウトサイドが(公財)日本ソフトテニス連盟公認の規格となっており、コートとコートの間隔が広く利用しやすいため利用料金に差を

設けている。また、西側にある綾瀬市のテニスコートも同じ設備で利用料金も同額の1時間500円で設定されている。

委員 中規模多目的スポーツ広場の利用料金に個人利用とあるが、複数の個人でも使用できるのか。

事務局 団体で利用する場合は1面を時間を決めて予約していただき専用利用となるが、当日開いている時間帯や個人利用の日であれば4～5人それぞれ個人料金を支払い個人利用も可能である。

委員 個人利用時の時間制限はあるのか。

事務局 混雑具合や安全性を考慮しながら今後、指定管理者と調整していきたい。

委員 バーベキュー広場についてだが、申し込み多数時の決定方法や、ごみ・空き缶等の処分方法、また、市内・市外在住者で差を設けるのか。

事務局 バーベキュー広場に専用のごみ箱を設置し分別していきたいと考えているが、申し込み方法やごみ等の処分方法については今後、指定管理者と検討していきたい。

委員 供用を開始する際にルールを記載した看板を園内に掲示するなど、利用者への周知方法も考えてもらいたい。

委員 行政が関わっている市内のバーベキュー施設の状況を教えていただきたい。

事務局 現在2か所である。泉の森ふれあいキャンプ場は、青少年育成施設である為利用料金は無料となっている。また、引地台公園は指定管理者が自主事業で行っており、手ぶらでできるよう材料が購入でき、道具を有料で貸し出すほか、利用者が材料や道具を持ち込む場合はごみの処分費として500円を徴収している。いずれの施設も大変人気がある。

委員 本市に住所のない個人や団体の扱いで、各施設を利用する場合の除外施設にテニスコートは入っていないがバーベキュー広場は入っている。その違いはなにか。

事務局 スポーツ施設については、団体登録等をしていただき利用するので利用者を市内と市外に分けられるからである。

委員 提案だがバーベキュー利用時にごみを持ち帰らない場合は、ごみ処分用として、有料ごみ袋を購入してもらうのはどうか。また、太陽光発電や風力発電など自然エネルギーは活用できないのか。

事務局 バーベキュー広場1日の利用料金1,500円の中にごみ処分費用を含めて設定している。また、自然エネルギーについては、隣接する厚木基地の航空機の離着陸に影響が生じるため太陽光パネルを設置することはできないが、自然エネルギーをアピールしていくモニュメントとして風力発電設備を設置できるよう調整中である。

委員 バーベキュー広場1日の利用料金1,500円はごみの処分費なども考慮すると他市町村と比較して適切なのか。

事務局 神奈川県内のバーベキュー場の状況は、厚木市七沢森林公園は屋根付2,500円屋根なし2,000円、秦野市戸川公園は平日2,500円休日3,000円、横浜市野島公園・金沢自然公園は平日1,500円休日2,000円、綾瀬市綾南公園・城山公園は1,500円となっているので、妥当な利用料金であると考えている。

委員 バーベキューで出た分別されたごみはどのように処分されるのか。産業廃棄物になるのか。

事務局 事業系一般廃棄物となり燃えるごみは環境管理センターで、燃えないごみは指定された方法で処分する。市でも指導は行っていくが、指定管理者が責任をもって処分していくことになる。

委員 資源として、どのような施設で処分されるのか。

事務局 市の施設から出たごみは、できるだけリサイクルを行い、リサイクルできないものについては、適正に処理を行っていく。登録している許可業者を指定管理者へ教え、資源化及び適正処理を進めていく。

委員 指定管理者に対するチェック項目は契約書に記載されているのか。

事務局 協定書の仕様書で今後明文化していく。

委員 バーベキュー施設があるゆとりの森は環境に配慮したアイデアを取り入れていることをアピールして、利用者が納得して利用料金を支払うようになることが望ましい。

- 委員 バーベキューから出る生ごみの処理方法として肥料をつくるなどの工夫はあるのか。
- 事務局 現在市内の単独調理校6校に生ごみ処理機を設置している。残廃からできた堆肥を市内農家で2次発酵してできた野菜をその学校の給食の食材として使っているが、バーベキューから出る生ごみは油分が多く油を取り除く必要があるため検討しているところである。
- 委員 先般、テレビでうどんの名産地がうどんをつくる際にでる廃棄物から研究を重ねエネルギーへ転換したという番組を見た。バーベキューの廃棄物をリサイクルし再生するには油の問題があるが、環境問題と絡めて何か特徴のある施策を検討できないか。
- 事務局 ゆとりの森の仲良しプラザに調整池の写真を掲載しPRを行ったり、人生の記念樹として市民から寄附を募り、寄附者の名前が入った樹名板を付けたさくらの木を2年間で100本植樹した。また、風力発電のモニュメントも考えていくが、つくるばかりではなく、指定管理者と一緒にイベントを通して環境意識をPRしていきたいと考えている。
- 委員 以前、大和市都市公園条例の一部改正について諮問をうけた際に、【ゆとりの森の整備について、5年後、10年後といった将来の環境保全に向けた「未来型の公園」、「新しい森の創造」というゆとりの森のコンセプトを市民に広くアピールしていただきたい。】という要望を申し添えて答申を行ったが、いまどのように反映されようとしているのか。また、引地台公園や泉の森で様々な活動をしているボランティアなど市民の力を借りれば、様々な問題が起きた際にスピーディーな解決がはかられ、ゆとりの森が市民にとって身近な森だといえるのではないか。
- 委員 ゆとりの森を利用しようとする市民はゆとりの森の利用料金が、他の施設よりなぜ高いのかを理解して利用するべきである。
- 委員 ゆとりの森の駐車場を整備する際に、伐採した樹木を利用して会議室を造るなど、森からメッセージを発信することが、健康創造都市と宣言した大和市として重要ではないか。
- 事務局 指定管理者と調整しながら新しいものをなにか提案できればよいと思っている。

委員 前回の条例改正時には、パブリックコメントを行ったが、今回はどのように行うのか。

事務局 現在パブリックコメントを実施しており、7月30日まで受け付けている。市の広報やまことやホームページで周知し、市役所1階情報公開コーナー及び4階みどり公園課窓口、渋谷分室、各連絡所、各学習センター、各コミュニティセンターに資料を設置し意見を募集している。

委員 前回は市民からの意見がほとんどなかったためPRの方法が気になるが、十分な資料の提示をして意見を求めているのか。

事務局 周知方法は前回と同様である。この場を借りて委員の皆さんへもPRをお願いする。(資料を配布)

委員 ごみ処理についても油の問題も含めて、パブリックコメントなどを実施し市民から意見を募集したら、専門の方の意見も聞いてよいのではないか。

事務局 今後テーマを設定して、いろいろな手法で考えていく。

委員 一般的に公園づくりは教育や土木部門が所管となることが多いので、大和市のように環境部門が運営し、環境への配慮を全面に出すことは、先進的である。

委員 供用日・供用時間については、条例第38条第2項により指定管理者の意思で変更できるのか。

事務局 そのように考えている。

委員 手元の資料や表には出てこない取り組みや、現在検討していることなどを聞くことができよかった。また、大和市の公園づくりに対する環境に配慮した考え方が実感できた。

委員 料金の改定を行う際は、他の施設も併せて改定するのか。

事務局 そのとおりである。全体のバランスを考えて改定を行う。

委員 利用料金は毎年見直すのか。

事務局 「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」では、3年に一度見直すことになっている。

委員 ごみ問題など環境問題を考慮しながらリサイクルを進め、環境に配慮され気持ちよく利用できる公園整備を期待する。

【以上で質疑終了】

【質疑終了後、大和市都市公園条例の一部改正について、大筋は適正である旨の賛同を得る】

(2) その他

次回の環境審議会の開催予定について事務局から説明を行った。

<閉会>